

『「権利章典」のニューヨーク植民地における源泉と、

その創作・採択上のニューヨーク邦の役割』

茨木慶三

はじめに

省みると、個人や集団の自由および権利が、公共の安全という名目で不当に拘束された実例と、それらに対する保障を求める動きは、各地の歴史に数多くみられる現象である。しかも、二〇世紀末の現在においても、諸国の人々、われわれ自身にかかわりをもっているテーマといえよう。

さて周知のように、アメリカ合衆国憲法修正第一条から第十条までは、「権利章典」と呼ばれるが（一七九一年十二月発効）、元連邦最高裁長官ウォレン（Earl Warren）は、次のように主張している。「権利章典」で保障された権利は、「アメリカ人民の神聖な権利となったのであり、これがなければ、たとえわれわれが自由な政体をもったとしても、その自由は実のないものになったであろう」と。^{注1}すなわち彼によれば、「権利章典」のなかにこそアメリカ国民の個人的自由の基本的保障がみられる、というのである。

かねて、「初期ニューヨーク史の研究を重視しなければならぬ」と指摘した筆者が、本稿において、主として同地史研究の泰斗クライン教授（Milton M. Klein）たちが、「権利章典」創建二〇〇年祭に当って発表した所説^{注3}に依拠しつつ、初期ニューヨークにおける「権利章典」

『「権利章典」のニューヨーク植民地における源泉と、その創作・採択上のニューヨーク邦の役割』

に関して考察するゆえんは、ここにある。

ところで、連邦憲法批准に際してのニューヨーク邦の行動は、いささか奇弁をろうしているようにみえる。すなわち同邦は、同邦邦憲法にはそのような諸権利を列挙していないにもかかわらず、連邦憲法における権利章典を主張したと思える。では、邦憲法での権利章典の欠如をどう解釈すればよいのか。それは、このような個人的自由の保障への同地指導部の無関心を意味するのか、そうでなければ、同地人が、連邦憲法でそれらの諸権利に対する明示した保障を主張するに足る個人的自由への関心をもっていたかどうかのような証拠があるのか。これが、本稿第一の課題である。

また、「権利章典」の創作・批准は容易ではなかった。それは、連邦憲法の作者がもくろんだ「より完全なユニオン」の出現を可能にしたけれども、合衆国を結合させたか細い連鎖と多様な見解に係っていた。このような事情の下で、ニューヨークは、「権利章典」の文書はもちろん、その条項の大半を作らなかつたのではないか。では、「権利章典」の創作・批准に当つての同地の役割は、どうなのであつたか。これが、本稿第二の課題である。

一

「権利章典」には由来があるが、ニューヨークの場合、由来は、公式の包括的な権利の声明というよりはむしろ、政治的ないし法的承認を必要としない生得権としての自由という観念への長い献身史であつた。そもそもこういった諸権利は、勅許状や基本法に明記される必要はなく、最初の植民地移住民と本国国王との暗黙の契約であり、前者が植民地に居住して王国を富ませるのと引き替えに、後者は、イギリス臣民へ付与したのと同等の財産および個人的自由の保護を約束したものとされた^{注4}。

独立革命期までにニューヨーク人は、一連の個人的権利を確認させた。しかもそれは、本国基本法に由来するものではないと確信していた。すなわち彼らは、これらの諸権利は神が授与したものであり、政府は単に神の付与した自由を保存するための手段にすぎない、自由のよりどころを勅許状、基本法、法的声明に求める必要はないとしたのである。^{注5}

とはいえ、如上の原則のうえにニューヨーク人は、その立場を支持する重要な経験、特定の立法上・司法上の公告の歴史に依存することもできた。例えばまず、いわゆる「ヨーク公法典」(一六六五)は、キリスト教徒に対する驚くほど寛大な信教の自由条項を含み、陪審裁判を保障し、また、二人以上の証人の証言ないし被告の自白がある以外の死刑処分を禁止した。次に、いわゆる「自由および特権の憲章」(一六八三)は、一連の個人の自由——陪審裁判、控えめな保釈金、平時における私宅への軍隊の宿営と適法に基づかない財産押収からの保護を規定したうえ、全キリスト教徒に対する信教の自由を保障した。さらに、右の「憲章」は破棄されたが同地代議会は、ひるむことなく名譽革命後の一六九一年、「ニューヨーク植民地に居住するイギリス臣民の権利と特権の宣言条例」において、自由への信念をはっきりと再表明した。^{注8}

右の条例は、本国王によって無効とされ(一六九八)^{注9}、一八世紀の大半には同地代議会は、個人的自由の要求よりも財政支配権と立法権の主張に専念したけれども、前者をめぐる論争は、決して議會と總督の間の抗争の核心でないことはなかった。いわゆるゼンガー事件はその典例である。^{注10} そのうえ、七年戦争後のいわゆる帝国危機は、ニューヨーク人が自己の諸権利の不可侵性とこれらの権利の根柢の不死身性を宣言する新鮮な機会を提供した。同地代議会は、一七六四年、これらの自由は移住開始時に設定され、「不変の慣行によって確認された」、恒久的な「公民の基本法」に根ざすものと説明し、また、印紙条例その他への抗議に際して、植民地人の生得権である自由の計り知れない価値を再強調し、かつ、伝来の諸権利の侵害を新規な非合憲的考案であると弾劾した。^{注11}

一七七五年に同地代議会は、一六八三年の場合と同様、新規の自由を要求せずむしろ、習慣、慣行、本国基本法、自然の理法自体が付与した古来の諸権利を再主張した。ニューヨーク人は、母国との抗争における主関心が何であるかを心得ていた。例えばゼイ(John Jay)は一七七六年に、次のように適確に述べた。「われわれが戦うのは、一坪の土地を求めためではない。後世の民衆の自由と幸福のためにである」と。^{注12}

さて同地邦憲法は、権利章典自体を含まなかったが、国王と本国議會が非道にも「植民地人の権利と自由を……強奪した」ことを根柢とする反乱行為の正当化を序文とした。すなわち邦憲法起草者は、独立宣言原文全部を政治機構に含めるといふ異常な処置を講じた。

まさしくこれは、それを確保すべく新政府を設立しつつあった「譲ずることのできない諸権利」への彼らの関心に対する十分な証左であ

るといえよう。

ところで、なぜ邦憲法に本式の権利章典が含まれなかったのか。起草委員会は、権利章典の作成を訓令されたが草案にもらず、また、邦代表協議会もそれを問題視しなかった。その理由は、代表たちが個人の諸権利問題よりも政府の組織化により関心をもったからであり、また、独立によって「自然の状態」に復帰したがゆえにこのような諸権利の詳細な列挙は不必要であり、かつ、邦憲法が権利章典として機能するであろうと考えたからであろう。^{注13} 連邦憲法での権利章典の欠如を弁護したハミルトン（Alexander Hamilton）は、次のように論じた。権利章典は、伝統的に「国王と臣下の間の契約で、……君主に引き渡されない諸権利の留保項目」であり、「公然と民衆権力に基づいた憲法」に何ら関係がない、と。^{注14}

すべてのニューヨーク人が、連邦憲法についてのハミルトンの見解に賛成したわけではない。しかし彼らは、諸権利を詳述することが、一八世紀には異常であったことを認めなければならなかった。善良な多くの植民地人にとって、自由は自然状態から由来する全包括的な絶対者であり、如何なる明確化も必要としなかった。制約が必要なのは、自由を奪う権力ないし権威であった。個人の諸権利を保障する最善のものは、法の支配の下に作動する共和政治であった。邦憲法は、知事や邦議会の定期的な選挙、ならびに、法の適正な過程によらなければこの憲法によって邦民に容認された如何なる権利や特権も剝奪されないという保障を定めた条項において、丁度そのことを用意した。ただし奇妙なことに邦憲法は、いくらかの権利、すなわち、正式起訴と陪審裁判の権利、弁護士の援助を受ける権利、私権剝奪法からの解放、宗教的自由の保障を明記した。行き当たりばったりには邦憲法が、いくらかの権利を含め、他を除外したことの合理的な説明は、提示できない。^{注15}

ともあれ、邦憲法採択十年後同地議会は、既に邦憲法が含んだ諸権利に一連の追加的な個人の自由、すなわち、「適法手続」なしでの拘禁や財産喪失に対する保障、不相当な罰金や過度の保釈金に対する保障、議事審議での議員の演説・討論の自由権、平時ないし戦時における私宅への軍隊の宿営禁止、立法行為によらずに税金ないし兵役義務を課さない保障を付け加えた。^{注16} 一七八七年に邦議会が、どうしてこのような決定を下したかは明白ではないが、これまでのところニューヨーク人は、自分たちの個人的自由が確保されていることに満足していた。ところが大ていのニューヨーク人は、一七八七年に起草された連邦憲法に不満であった。この感情は、同地の同法批准会議の構成に反映

し、同会議は、圧倒的に、アンティ・フェデラルであった。しかし反対は、権利章典の欠如に集中して向けられなかった。とはいえ、一七八八年七月二十六日同地批准会議は、提案された連邦憲法に権利章典を付加するランシング (John Lansing) 案をパスした。こうして個人的自由のリストが、連邦憲法受け入れの実質的な条件として、同地批准会議が提案した五五の修正条項のなかに含まれるに至った。^{注17}

それはともかく、当時の出版物における周知の論争にも、権利章典問題は顕著に現われない。その理由を推測すれば、以下の次第である。恐らくニューヨーク人は、権利章典は当然のこととして付加され、大がかりな弁護は不必要であると単純に思い込んだのであった。また、恐らく権利章典問題は、それが公開論争で如何に有効であったにせよ、アンティ・フェデラリズムの核心ではなく(核心は邦権論)、個人の諸権利問題は、横暴な中央政府についてのアンティ・フェデラリストのより大きい恐怖の下に包摂してしまわれたのであった。自由は、ニューヨーク・アンティ・フェデラリストの一つの主要関心事であったが、彼らは、人権よりも邦権により関心をもった。恐らく彼らは、邦政府の現状維持を個人的自由の最も確かな保障とみなした。彼らが連邦憲法のなかに識別した「自由への謀議」は、権利章典の欠如からよりもむしろ、中央政府に与えられた広大な権力から発生すると考えたのであった。

それゆえ、一七八八年における権利章典問題へのニューヨークの立場があいまいであるともみえるとしても、それは、同地住民が経験からこのような個人的自由の重要性を評価できなかつたからではなかつた。実際ニューヨーク人は、自己の植民地時代史に起因して、連邦憲法の最初の十ヶ条の修正箇条^{注18}に含まれた少なくとも四つの権利——信教と出版の自由(修正第一条)、陪審裁判権(修正第六・七条)、所有者の同意なき私宅への軍隊の宿営からの保護(修正第三条)——に特別の関心をもっていた。

[a] 信教の自由——宗教上最も多様な成分から成る植民地の一つであるニューヨークにおいて、信教の自由が、個人的自由のリストのうえで高位にあったことは、驚くにあたらない。宗教的組織への信条にとらわれない態度は、オランダ人から継承され、独立革命期まで継続した。オランダ統治期の諸総督は、経済に不都合であり、移住を妨げるといふ理由で、ユダヤ教徒、クエーカー、非国教徒の平安を乱さないよう勧告された。イギリス諸総督も、見え透いた経済上の忠告を与えられなかつたものの、とくに一六八九年の寛容令以後、宗教問題で寛大であるよう訓令された。^{注19} もっともいくらかの総督は、英国国教会優遇を計画したが、いずれの場合も激しく反対された——とくに、一七五〇年代半ばと六十年代末。これらの抗争からニューヨーク人は、「一国での多様な宗派の存在こそ、一方の他方への権威乱用や権利侵害に

『権利章典』のニューヨーク植民地における源泉と、その創作・採択上のニューヨーク邦の役割

対する防衛」であり、如何なる教会をも他教会よりも優遇しない国でこそ、宗教が最も繁栄できると確信して立ち上がった。^{注20} 同地人の連邦憲法における宗教的自由の保障という主張は、宗教と政府は別であり、それぞれが自己の領域で作動するときに教会と国家はともに利益をえるという、植民地時代の経験の所産であった。

〔b〕出版の自由——ニューヨーク人は、出版の自由に対してもまた特別の関心をもったが、これも植民地時代の経験に起因した。なかんずく、いわゆるゼンガー事件^{注10}は著名である。

出版の自由の原則は、ゼンガー裁判によって設定されなかったというレヴィ教授(Leonard Levy)の主張^{注21}に対して、多数の史家は賛成しない。^{注22} 同事件によって、コモンローは変化しなかったとしても、同地人の、横暴な政府に対する保障としての出版の自由の価値に関する評価は、計り知れないほど強められたのであった。同地の政治活動が常に論争的であったことは、周知の事実であるが、その政治的闘争がなされる手段は、たくましい出版物であった。自由な出版の保障を連邦憲法にかかげることを要求して、まさしく同地人は、植民地時代に非常に利益をえた経験を反映しつつあったのである。

〔c〕陪審裁判権——陪審審理を受ける権利は、特別な弁明を必要としないイギリス臣民の自由の基本として、すべての植民地人がひとしく容認したものであった。しかし、この問題をめぐって最も目ざましい法的・政治的抗争の一つがなされたのは、ニューヨークにおいてであった。一七六四年の二人の市商人間の民事訴訟に関する論争で同地法律家は、古来の陪審制度への信頼を高唱し、国王大権を主張して法律専門家に敵対的である総督が、陪審の決定の不可侵性に挑戦することによって、「古来の健全な法の適正な過程」を変更しようと求めていると非難した。さらに、問題が、違反を陪審ぬきの海事裁判所で審理する印紙条例に対する反対とからみあったとき、同地代議会は、イギリス人の生得権を回復するようにと国王に請願した(一七六五、七五年に再主張^{注23})。こうして、連邦憲法批准闘争での陪審裁判権の同地人の強調は、一連の「イギリス人の諸権利」を根底として、この権利を弁護するうえでの史的経験を完全に反映したものであった。

〔d〕軍隊の宿営の制限——これは、ニューヨークに特別の関連をもつものであったが、連邦最高裁でこれに基づく訴訟は一つも審理されたことがないため、「法的化石」と呼ばれてきた。しかしこれは、植民地時代の同地人にとって遺物ではなかった。一七五六年に本国軍軍司令官は、法的な微妙な点にわずらうことなく、オルバニイやニューヨークのような都市は、兵舎や糧食を、さもなくとも將兵に私宅を提供す

べきであると主張した。これに対して地方執政官が難色を示したとき、軍司令官は彼らをののしり、武力で私宅を押収すると脅かした。結局、地方当局は受諾したが、同地代議会は、本国軍隊宿営条例の合法性を認める立法の採択を拒否し、この非協力的な態度のため本国議会は、差し止め条例によって代議会の立法権を停止した。^{注24}その後ニューヨークは、本国軍に宿舎と糧食を提供したが、決して、本国議会の植民地に適用される軍隊宿営条例採択権を認めなかった。実際一七八八年、連邦憲法にこのような負担をうたうことへの同地人の確乎たる反対は、イギリス支配下にこの事柄で彼らに起こったことの厳然たる記憶の表明の一つであったのである。

なお、右の四つの権利以外の連邦憲法修正十ヶ条の一部となった、個人の自由の保障についてであるが、ニューヨーク人がその必要を広く論じなかったとしても、それは、同地人がそれらの点に関心がなかったためではないことは、いうまでもない。

二

ところでニューヨーク人は、連邦憲法制定の結果、連邦課税の強制によって同邦から富が持ち去られ、また、自由と独立が奪われるのではないかと恐れた。そこで同地政治指導者は、彼らの心配のいくらかが、企てられた連邦政府の権力へのチェックとして、ついでに権利章典によって払しょくできると信じた。結局「権利章典」が、一七九一年に採択されたが、それまでの約四年間、数え切れない論争と創作の時間があつた。

そもそもニューヨークは連邦憲法批准を最もちゅうちよした邦の一つであつたが、同地の批准会議代表選挙のころに、いくらかの人々がオルバニイに会して、連邦憲法の欠点を討論し、「オルバニイ宣言」なるものを決議した。その内容は、新連邦政府はなにかんなく、権利章典、より中広い議会、年次選挙の厳密な日取り、常備軍の禁止、実戦強要に代わる自由意志による軍務を規定しなければならぬといものであつた。^{注25}元来多くのニューヨーク人は、連邦憲法によって生じるかも知れない経済的結果に心をかき乱した。すなわち、連邦政府が関税と通商について有する支配権は、極めて必要なお金を邦から奪い、また、強制的連邦人頭税が課せられる恐れがあるが、それは同地経済を損なうであろうと懸念した。

『権利章典』のニューヨーク植民地における源泉と、その創作・採択上のニューヨーク邦の役割

ともあれニューヨークアンティ・フェデラリストは、権利章典の欠如に少なからず困惑した。様々な疑問——強力な中央政府は個人の権利を奪わないか。裁判制度は不公正な審理をもたらさないか。犯罪に対する刑罰はどうなるのか。刑事上の被疑者は拷問されることがあるのか。一事不再理は認められるのか。民事訴訟当事者は陪審裁判を受ける権利を与えられるのか。私宅への軍隊の宿営が強制されるのか。既に深刻な戦債に陥っている連邦政府はさらに借金しすぎるつもりなのか。連邦政府は不公正な独占を創設する予定なのか。大統領は戒厳令を発布できるのか。警察の家宅捜索は無制限なのか。ピュリタンや英国国教徒が自己の宗教的見解を押しつけないか。連邦政府が言論・出版の自由を侵害することにならないか。など、^{注26}が、彼らが連邦憲法に賛成する前に解答されることを待っていた。なぜならニューヨーク人は、既に述べたように、伝統によって定着され、また、「自由および特権の憲章」(一六八三)以来の多数の公文書で明示された数多くの権利を獲得していたからである。

約一ヶ月の活発な討論後の一七八八年七月半ば、フェデラリストとアンティ・フェデラリスト双方の姿勢は、しかと固まった。後者は、連邦憲法は本質的な変更が必要と信じ、前者は、できるだけ早急には是認すべきであると決心した。しかし結局両陣営は、妥協に到達するほかないことを悟った。こうして八八年七月下旬、批准会議は批准の方向に傾き、修正条項起草を開始した。^{注27}しかも、先には、修正条項が容認されなければニューヨーク邦の連邦脱退を可能とするような条件付批准のみを支持すると主張した、アンティ・フェデラリストの領しゅうスミス(Melancton Smith)たちは、修正条項ができるだけ早急に通過することを「十分に信頼して」、新連邦政府を受け入れると、言い回しを変えた。このため、同地が、新連邦の一員となるに足る批准賛成票が集まった。^{注28}

ここにおいて、批准会議代表は五五の修正簡条を提案、それを含むこの邦より長文の批准文書^{注29}を採択した(一七八八年七月二十六日)。右の五五の簡条のうち大半は、先に他邦が表明した意向をそのままくり返したものであったが、「権利章典」の実際の用語に現われるただ二つの寄与文言——「二重の危険」と「法の適正過程」の条項(修正第五条)——だけは、ニューヨークに由来した。すなわち、(a)同地は、被疑者が同一犯罪について再度の審理を受けないことを保障した、最初のないしは唯一の邦ではないけれども、その批准文書で一事不再理の概念を提言した最初の邦であった。(b)「法の適正過程」という言葉づかいは、明確に同地に起源をもち、恐らくマディソン(James Madison)が、他邦の提案した言い回し——「国の法」とか、「法の設定した手続」など——以上のことを意味する(単に手続の適正だけでなく、立法

の実体面の適正をも問題にし、議會を制約、いわゆる抑制と均衡の度合を増す」という理由で選び、修正第五条に取り入れたのであった。^{注30}
なおこの語は、アメリカ法のあらゆる局面に現われ、今日まで最もしばしば連邦憲法から引用される言葉である。

右の二点が、ニューヨークの外見上だけでの「権利章典」への寄与であった。同地の役割の残りは、「権利章典」の読者には極めて不明瞭であるが、非常に重要であった。すなわち同地は、「権利章典」の創作を可能にした変化の雰囲気を醸成するうえで枢要であった。それは、以下に述べる経緯で理解できよう。

同地批准會議が終わる前に、六邦が無条件で、四邦が修正提案付で批准をしまっていた。しかも、「権利章典」の窮極の著者マディソンさえ、憲法修正を急がなかった。^{注31}ただしもちろん、アンティ・フェデラリストは、新連邦政府が自由を犠牲にする機会をもつ前に、早急に修正が実行されることを希望した。ここにおいて、批准採決前に同地批准會議は、諸邦の建議した多数の修正条項を審議する第二の憲法會議の召集を他邦に要請する回覧状を議決、これを他のすべての邦に急送した。回覧状の影響力は大きく、ニューヨークは、修正実現のうえでヴァージニア、北カロライナ、マサチューセッツ、ロードアイランドから援助をえる見込がもてた。かくて、先に修正を不必要と考えたいくらかのフェデラリストは、新連邦憲法は修正できないほどの神聖な協約ではないと了解し、また他のフェデラリストは、討論のやりなおしは、行き詰りに導く恐れが十分あるから、第二の憲法會議は危険だと考えた。そこで彼らは、再會議よりも修正条項の期待の方がましだと論断した。一方多くのアンティ・フェデラリストは、第二の憲法會議は、建議された連邦憲法ばかりでなく、ユニオンをも破壊するかも知れないと懸念した。^{注32}

一七八九年の連邦の諸選挙のあとを追って、元來権利章典思想を拒否していたフェデラリストは、反対派の意見が有力であることを認識し、この強い力が第二の憲法會議を余儀なくすることを恐れた。一方、かつては連邦憲法反対の統一勢力であったアンティ・フェデラリストは、メンバー内で分裂し始めた。最も連邦憲法反対に熱心なグループは、より本質的・構造的変更の必要から注意を引き離すゆえにとの理由で、権利章典の考えに反対し、他方、より宥和的で多数を占める一団は、恐らく権利章典こそ、ワシントン (George Washington) から有力主導部という強味をもつフェデラリストから獲得できる最大の譲歩であると信じた。

ニューヨークでの国会議員選挙の実施は、同地議會内の意見不一致のためにのびのびになったが、その結果フェデラリストは、有力な反対

『「権利章典」のニューヨーク植民地における源泉と、その創作・採択上のニューヨーク邦の役割』

派の闘士クリントン (George Clinton) を副大統領職から締め出すという彼らの主目的を達成した。また彼らは、同地代表の連邦上院への参加を八九年七月半ばまで、連邦下院へのそれを四月末まで阻止した。

ところが、ヴァージニアでマディソンが、同地選出の連邦下院議院選挙に当選するために、修正意見を完全に支持し、修正リストを作成して国会に提案するつもりだと声明した(彼は当選^{注33})。一方国会開催三ヶ月前の八九年二月、ニューヨークは、第二の憲法会議を要請する請願を国会に送付した。ヴァージニアも、マディソンの声明後、第二の憲法会議を正式に要請、これとほとんど同時にニューヨークは、再度要求した。国会のフェデラリストは、早急に権利章典に同意しなければ力強い世論の支持を決して与えることはないであろうと思われる。マディソンは、八九年五月四日、国会に十二項目の修正提案を提出した。これは必ずしも、最も忠実なアンティ・フェデラリストが希望した大きな前進とはいえなかったが、第二の憲法会議への彼らの熱の強さを冷ますものであった。八九年五月下旬まで権利章典への圧力が、マディソン、およびニューヨーク、ヴァージニア、ペンシルヴェニアによって加えられたが、依然として国会自体は冷淡であった。しかし、マディソンの提議に従って任命された特別委員会は諸修正提案を審議、結局八九年八月下旬、国会は権利章典に関する討論を開始した。そして、アンティ・フェデラリストが優勢な諸州の圧力に答えてワシントン大統領が、いくらかは肝要であり、他は「若干の地位ある人物や善意の人々の恐れを静めるために」必要であることを理由に、修正条項の通過を私的に連邦下院に懇請してのち初めて同下院は、委員会が提出した十七項目の修正案のうち十二を採択した。その後連邦上院も、僅かな文体上の変更のうえこれを受け入れ、各州へその批准のために送付された(一七八九年九月二十五日)。

まず、八九年十一月二十日、ニュージャージーが批准、結局九一年十二月十五日、十項目の修正条項が十一州の批准を完了して、それが連邦憲法の能動的な部分となった(ニューヨークの批准は七番目で、九十年二月二十七^{注34})。

おわりに

以上思うに、ニューヨーク人は、長い間彼らが、「譲ることができず」、また「基本的」であると考えてきた諸権利の保障の責任を正当化

するのを、必ずしも必要であるとは思わなかっただけである。従って彼らは、連邦憲法を議論するに当たっての主要な焦点を邦権においたとはいえ、個人の諸権利の不可欠性に気付かなかったわけではない。彼らは、植民地人として、古来のイギリス臣民の諸権利を主張し、アメリカ人として、それと劣らない諸権利を期待したのである。それゆえ、「権利章典」の淵源がニューヨーク植民地時代にもあったことは、明白である。それはともかく、ニューヨーク人は、一七六五年と同様一七八八年に、「自由がなければ、人間は主体たりえず、そのようなものは奴隷である」^{注35}と信じたのであった。

また、ニューヨーク人の「権利章典」採択への貢献も見逃してはならない。いくらかの人々は同地のアンティ・フェデラリストは、連邦憲法をめぐる戦いで敗者であり、批准を希望する勢力によって負かされたと考えるであろう。しかしこの見解は、「権利章典」の創作に当たってのアンティ・フェデラリストの役割を見落とし、全体の過程におけるニューヨークの手助けとなった影響力を過少に評価することになる。同地アンティ・フェデラリストは、様々な動機によって駆り立てられはしたが、新しい国家の国民に自由を獲得することに余念がなかった。彼らの連邦憲法批准文書における提案、彼らの回状、彼らの「権利章典」批准文書その他での彼らのたゆまない政治的努力によって、彼らは自由の獲得を達成した。ニューヨークの援助をもって、遂に一七九一年十二月十五日、「権利章典」は批准を完成し、同地アンティ・フェデラリストの恐れは解決され、アメリカ人の生活の基本概念である個人的自由は実現したのである。恐らく、ニューヨークの努力がなければ、アメリカ人は、「権利章典」をもてなかったと指摘しても、過大な評価とはいえない。

註

- 1 Earl Warren, *A Republic, If You Can Keep It* (1972), 32.
- 2 英木慶三『中部植民地』とくにニューヨーク植民地のアメリカ史における意義』〔大手前女子大学『論集第十九号』一九八五〕、108.
- 3 Milton M. Klein, "Origin of the Bill of Rights in Colonial New York" and Betsy L. Rosenblatt, "New York State's Role in the Creation and Adoption of the Bill of Rights," *New York History* 72 (1991), 389-420.
- 4 John P. Reid, "In Our Contracted Sphere": The Constitutional Contract, the Stamp Act Crisis, and the Coming of the American Revolution," *Columbia Univ. Law Review* 86 (1976), 21-47.

- 5 Cf. Alexander Hamilton, The Farmer Rufuted (1775), in Harold C. Syrett et. al., eds., The Papers of Alexander Hamilton (1961), I, 104, 121-2.
- 6 The Colonial Laws of New York from the Year 1664 to the Revolution (1894-96, Hereafter cited as *CLNY*), I, 6-71.
- 7 茨木慶三『ニューヨーク植民地における〈自由および特権の憲章〉(一六八三年)をめぐる一考察』[三重大学歴史研究会『ふびと』、一九六五]、1-5.
- 8 *CLNY*, 244-8.
- 9 William Smith Jr., History of the Province of New York ed. by Michael Kammen (1972), I, 88.
- 10 茨木慶三『シエームス・アノクサントーの歩んだ道』[三重大学教育学部『研究紀要』第三七集、一九六七]、37-40.
- 11 Joural of the Votes and Proceedings of the General Assenbly of the Colony of New York, 1691-1765 (1764-6), II, 769-79.
- 12 Henry P. Johnston ed., The Conrrespondence and Public Papsars of John Jay (1890-93, Reprint, 1970), I, 113.
- 13 Journal of the Provincial Congress, Provincial Convention, Committee of Safety, and Council of Safety of the State of New York, 1775-7 (1842), I, 519, 527, 821-6, 833; 茨木慶三『独立への道——ニューヨークにおける革命運動(一七七三—一七七年)』[三重大学教育学部『研究紀要』第三十巻第一二部、一九七九]、62-3.
- 14 Jacob E. Cooke ed., The Federalist (1961), 578, [No. 84]
- 15 Alexander C. Flick ed., The American Revolution (1967), 331, 336, 337, 338; Leonard W. Levy, Origins of the Fifth Amendment (1968), 410-1.
- 16 Laws of New York, Sec. 10. Chap. 1 (1787).
- 17 Linda G. Depauw, The Eleventh Pillar (1966), 219-20, 257-60, 293-7.
- 18 Richard B. Morris ed., Encyclopedia of American History (1965), 482-3.
- 19 茨木慶三『ニューヨークにおけるアメリカ革命』[同志社大学アメリカ研究所『同志社アメリカ研究』第六号、一九七〇]、5.
- 20 William Livingston and others, The Independent Reflector ed. by Milton M. Klein (1963), 391.
- 21 Lenoard W. Levy, "Did the Zenger Case Really Matter?," William and Mary Quarterly 17 (1960), 35-50; do, Freedom of Speech and Press in Early American History: Legacy of Suppression (1963).
- 22 例えは、Lawrence H. Leder, "The Role of Newspapers in Early America: 'In Defense of Their Own Liberty'," Huntington Library Quarterly 30 (1966), 1-66; Jeffery A. Smith, Printers and Freedom: The Ideology of Early American Journrnalism (1988).
- 23 Milton M. Klein, Politics of Diversity (1974), 166-72; Herbert A. Johnson, "George Harison's Protest: New Light on Forsey versus Cunningham," New York Histomy 50 (1969), 61-82.
- 24 Cf. Alan Rogers, Empire and Liberty: American Resistance to British Authority, 1755-63 (1974); Douglas Leach, Roots of Conflict:

- British Armed Forces and Colonial Americans, 1677-1763 (1986).
- 25 Cecelia M. Kenyon, *The Antifederalists* (1966), 367.
- 26 Bernard Schwartz, *The Great Rights of Mankind: A History of the Bill of Rights* (1977), 147-50.——本文で記した諸疑問その他は、ニューヨーク邦の批准文書のなかにある提案された修正条項で取り扱われている。なお、本稿註17、29参照。
- 27 DePauw, *op. cit.*, 218.
- 28 Robin Brooks, "Alexander Hamilton, Melancton Smith, and the Ratification of the Constitution in New York," *William and Mary Quarterly* 24 (1967), 350.
- 29 Depauw, *op. cit.*, Appendix B.
- 30 Schwarts, *op. cit.*, 198.
- 31 Robert Allen Rutland, *The Birth of the Bill of Rights, 1776-91* (1955), 189.
- 32 Stephen R. Boyd, *The Politics of Opposition: Antifederalists and the Acceptance of the Constitution* (1979), 163.
- 33 Rutland, *op. cit.*, 193.
- 34 *Ibid.*, 217.
- 35 "The Sentinel," III, *New-york Gazette*, March 14, 1765.

[1]°